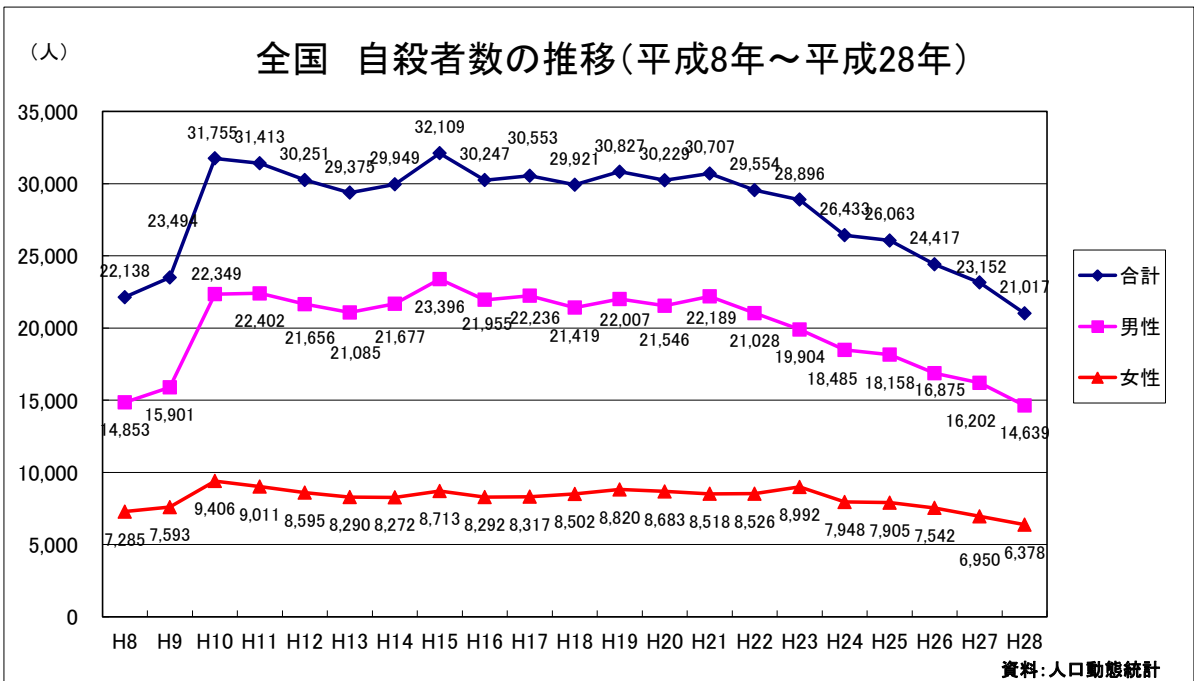
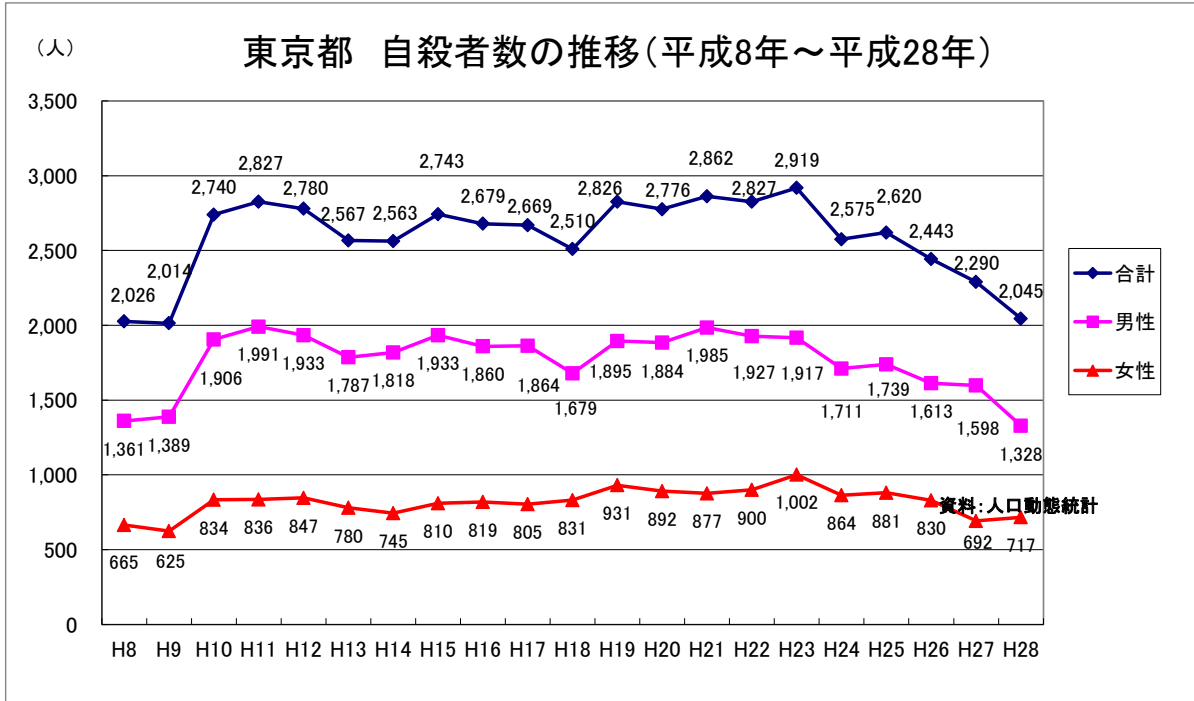


## 都の自殺対策の取組について

### 自殺の現状について



# 「自殺防止！東京キャンペーン」(平成29年9月)実施結果

- 毎年9月、3月を「自殺対策強化月間」として、自殺防止キャンペーンを実施。
- その一環として、自殺などの心の悩みを持つ方や家族等を自殺により亡くした方などに対する「特別相談」や若者の自殺予防をテーマとした講演会等を行った。

## 1 特別相談

日	月	火	水	木	金	土	
計 164 件 (内訳: 都センター26件 区市町 36件 関係機関 102件)						1	2
							54時間特別相談 0120-58-9090 <2日0時~4日6時>
3	4	5	6	7	8	9	
224件 NPO法人 国際ビフレンダーズ 東京自殺防止センター	多重債務110番 (東京都消費生活総合センター) 03-3235-1155 <4日~5日・各日9時~17時>		自死遺族傾聴電話 (NPO法人グリーンケア・サポートプラザ) 03-3796-5453<5日~8日・各日10時~22時>			43件	
10	11	12	13	14	15	16	
東京都自殺相談ダイヤル~こころといのちのほっとライン~(NPO法人メンタルケア協議会) 0570-087478<12日~16日・各日24時間>						317件	
自殺予防いのちの電話 (一般社団法人日本いのちの電話連盟) 0120-783-556 <10日8時~11日8時>		73件	東京都ろうどう110番 (東京都労働相談情報センター) 0570-00-6110 <12日~13日・各日9時~17時>		90件		
17	18	19	20	21	22	23	
自死遺族相談ダイヤル(自死遺族のための電話相談) (NPO法人全国自死遺族総合支援センター) 03-3261-4350<18日~20日・各日11時~19時>				8件			
有終支援いのちの山彦電話-傾聴電話-(NPO法人有終支援いのちの山彦電話) 03-3842-5311<1日~30日 月~木・土・日・祝日12時~20時/金12時~22時>						710件	

## 2 こころといのちの講演会「若者の自殺予防を考える」

- 〔日 時〕 平成29年9月30日(土曜日) 午後2時から午後5時
- 〔場 所〕 東京福祉大学池袋キャンパス9号館
- 〔来場者数〕 98人〔学生24人、都民49人、関係団体11人、行政職員14人〕
- 〔内 容〕

### 第1部 講演

生きていく力とは?~若者の居場所、生きがい~

〔講 師〕 鈴木 康明 氏 (東京福祉大学心理学部長 教授)

### 第2部 パネルディスカッション

東京福祉大学心理学部長の鈴木康明教授監修の下、東京福祉大学の学生達が、今「なぜ」自分は生きているのか議論を行い、誰もが生きていくことを肯定的に考えられるような社会、自殺に追い込まれることのない社会の形成について、会場の参加者とともに考えた。

# 「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

## 平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

### 第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少  
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、  
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

# 東京都の自殺総合対策

## これまでの経緯等

- 平成18年6月 自殺対策基本法成立
- 平成19年1月 自殺対策庁内連絡会議設置 【都】
- 平成19年6月 自殺総合対策大綱策定
- 平成19年7月 自殺総合対策東京会議設置 【都】
- ◆保健、医療、福祉、教育、労働など様々な分野の参加により、行政・民間等が幅広く連携して自殺対策を推進
- 平成21年3月 自殺総合対策の基本的な取組方針策定 【都】
- 平成24年8月 自殺総合対策大綱の見直し
- 平成25年11月 自殺総合対策の基本的な取組方針改正 【都】

### <基本的な取組方針（抜粋）>

- >自殺には多様かつ複合的な原因及び背景があることから、多様な関係機関・団体、地域が一体となって対策を推進
- >事前予防（一次予防）、危機対応（二次予防）、事後対応（三次予防）の各段階ごと、対象ごとの施策を効果的に組み合わせた取組
- >地域における自殺実態・実情に応じた取組を推進

### ◆数値目標

平成28年までに、平成17年の自殺死亡率20%以上減  
21.7→17.4以下

- 平成28年4月 改正自殺対策基本法施行
- >地方自治体による自殺対策計画策定の義務付け
  - >地域自殺対策推進センターの設置等機能強化
- 平成29年7月 自殺総合対策大綱の見直し閣議決定
- 平成29年11月 自殺対策計画策定の手引公表

## 平成29年度以降の取組

- 平成29年4月 東京都地域自殺対策推進センター設置
- >区市町村において地域の実情に応じた自殺対策が推進されるよう情報提供や区市町村の自殺対策計画策定等の支援を行うため設置
- 平成29年5月 自殺総合対策東京会議設置要綱改正
- >各自治体による自殺対策計画の策定が自殺対策基本法に義務づけられたため、計画策定に伴う所掌を追加

### 【東京都地域自殺対策推進センター】

- ◎地域における自殺実態把握、区市町村自殺対策計画策定支援、人材育成研修、管内の連絡調整 他
- ◎区市町村説明会  
計画策定に向けた研修等を実施し、区市町村自殺対策計画策定を支援

### 【東京都自殺対策計画の策定】

- >自殺総合対策大綱及び自殺対策計画策定の手引(H29.11厚労省発表)に基づき、地域の実情に合った計画を策定
- >東京会議(部会含む)において、学識経験者や福祉、保健、医療、労働などの関係機関、区市町村の意見を聴取し策定
- >主な視点
  - 若年層対策(自殺予防教育SOSの出し方)
  - 勤務問題による自殺対策の推進
  - 未遂者支援等のハイリスク対策 など

自殺対策の推進体制を強化するとともに、地域の実情にあった東京都自殺対策計画を策定し、計画的に取組を進めていく。